



目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧 (2件) (都市計画課)	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会事務局生涯学習課)	4

告 示

高知県告示第402号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高岡郡四万十町	市 川 敬 喜
〃 〃	佐々木 幸 司
〃 〃	縄 本 良 仁

(2) 加入区の名称

興津加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年7月18日から同年8月1日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合興津事務所

高知県告示第403号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年6月27日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 作業期間

令和5年5月31日から同年9月27日まで

3 作業地域

吾川郡仁淀川町

高知県告示第404号

高知県土木部須崎土木事務所四万十町事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年6月28日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量(路線測量、用地測量)

2 作業期間

令和5年7月3日から同年12月10日まで

3 作業地域

高岡郡四万十町古城

高知県告示第405号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

四万十市イナヤシキ

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	四万十市西土佐津野川字コヲシノク	322番

ボ				
2	〃	〃	字鳥坂本	275番1地先水
3	〃	〃	字ツルイ谷	699番
4	〃	〃	字カツ子ヤブ	697番1
5	〃	〃	字イナヤシキ	211番1
6	〃	〃	字宮ノ前	210番2
7	〃	〃	〃	207番2
8	〃	〃	字イナヤシキ	217番
9	〃	〃	字後ロヤシキ	267番1
10	〃	〃	〃	264番1
11	〃	〃	字鳥坂本	277番

(2) 区域

標柱1から11までを順次に直線で結んだ線及び標柱11と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第406号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年7月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 494号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
吾川郡仁淀川町用居字タケヤブ丙1375番1から 吾川郡仁淀川町用居字タケヤブ丙1377番	前	3.1	145
		7.1	
		22.1	

6まで	後	39.4	145
-----	---	------	-----

高知県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年7月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村高野字ハイノハラ314番1から 土佐郡大川村高野字ハイノハラ200番まで	前	7.7 29.0	190
	後	22.4 38.9	190

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北川村南部土地改良区の定款の変更を令和5年7月4日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに

県に意見書を提出することができる。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
中村都市計画公園（9・6・1号土佐西南大規模公園）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更（廃止）する部分
四万十市平野字駄馬芝の全部並びに字六反地、字横山、字東横山及び字茶畑の各一部
四万十市双海字吉平山、字大磯山、字大磯ダバ、字磯崎、字茶ダバ、字池ノ谷、字廿八代ノ谷、字子ノ山、字南ダバ、字城山、字カキカクヒ山、字水尻山、字沖ノ谷及び字古宅山の全部並びに字谷口平山、字茶畑谷、字中平ノ山、字道沖平ノ山、字北平ノ山、字井林、字下タノ濱、字本ダバ、字セドノ谷、字茶釜ツル、字船見山、字馬ノ打上ダバ、字ゴマ尻谷、字上ノ岸濱、字吾平山、字仁尾ダバ、字ドラキウボリ及び字小竹ノ下の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、高知県幡多土木事務所維持管理課、宿毛市都市建設課、土佐清水市まちづくり対策課、四万十市まちづくり課、四万十町建設課、大月町まちづくり推進課、三原村総務課及び黒潮町まちづくり課
- 4 縦覧期間
令和5年7月18日から同年8月1日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和5年7月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
幡東都市計画公園（9・6・1号土佐西南大規模公園及び9・5・2号土佐西南大規模公園）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更（廃止）する部分
幡多郡黒潮町浮鞭字西クグウ、字東唐人山及び字北中島橋詰の全部並びに字東クグウ、字南馬場及び字北馬場の各一部
幡多郡入野字井流ノ口、字北ヒジリ、字東ヒジリ、字西ヒジリ、字南ヒジリ、字馬爪、字柳原、字東浜林、字沖ノ前、字西沖ノ前、字北神上、字カキセ及び字六地藏の各一部

幡多郡黒潮町田野浦字古城、字古城東平、字牛ノ首、字上谷、字ヲチキガ谷、字中見谷、字大ミササイ、字後山及び字十蔵ガダバの全部並びに字古城西平、字東カキゼ、字家ノ後山、字ミササイ谷、字大岩及び字東頭ヶ谷の各一部

幡多郡黒潮町出口字ゴマジリ濱ノ上へ、字沖ノ田、字濱松林、字松ノ下タ川、字濱畑、字コヒラミ、字ハマキシ及び字ダババタの各一部

幡多郡黒潮町佐賀字海中巖石の全部並びに字城山、字五反地、字海雲寺、字上灘山、字小濱、字会所、字門前及び字戒ヶ森の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課、高知県幡多土木事務所維持管理課、宿毛市都市建設課、土佐清水市まちづくり対策課、四万十市まちづくり課、四万十町建設課、大月町まちづくり推進課、三原村総務課及び黒潮町まちづくり課

4 縦覧期間
令和5年7月18日から同年8月1日まで

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年7月18日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）
 - (2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - (3) 実施期日
ア 新規取得講習
令和5年9月5日（火）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
イ 追加取得講習

<p>令和5年9月11日(月)から同月13日までの3日間</p> <p>(4) 実施場所 吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。</p> <p>(1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号</p>	<p>L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間 ア 令和5年7月31日(月)及び8月1日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和5年8月2日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和5年8月7日(月)から同月9日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 (ア) 3の(1)のイに該当する者には、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p>	<p>(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404) (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第19号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和5年7月18日 高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 交通誘導警備業務 1級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和5年10月25日(水)午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p>
---	---	--

<p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、交通誘導警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 車両等の誘導に関すること。 エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 ア 車両等の誘導に関すること。 イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 令和5年9月25日（月）から同月29日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通</p>	<p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）</p> <p>ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面1通 (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛（実技試験に使用するもので、本人が使用しているものがあれば持参すること。） エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 オ 雨着（雨天時に使用する。） カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業</p>	<p>担当係 ----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年7月18日 高知県教育長 長岡 幹泰</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量 図書館情報システムICタグ関係機器保守等委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県立図書館 高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア 高知図書館4階</p> <p>3 落札者を決定した日 令和5年5月10日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 落札金額 95,590,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 令和5年3月24日</p>
--	---	--